

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年7月4日

中部運輸局長

中 村 広 樹

事 案 の 公 示

(公示番号第34号)

〔 令和7年7月4日 〕
〔 中 部 運 輸 局 〕

件 名 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請

事 案 番 号	要請者の氏名又は名称	事 案 の 概 要	適 用 す る 営 業 区 域	備 考
A-140 A-141	あおい交通 株式会社 近鉄東美タクシー 株式会社	次に掲げる運賃及び料金の額の変更 1. 運賃及び料金 (1)距離制運賃 (2)時間距離併用運賃 (3)時間制運賃 (4)待料金 (5)迎車回送料金 (6)サービス指定予約料金 2. 運賃の割増 (1)深夜・早朝割増 22時から翌朝5時まで 3. 運賃の割引 (1)障害者割引 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳 制度要綱(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定 する知的障害者の療育手帳又は精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者に適用 (2)運転免許証返納割引 運転免許証を自ら返納することにより公安委員会で発行され た運転経歴証明書の交付を受けた70歳以上の者に適用 (3)遠距離割引 距離制運賃で9,000円を超える金額に適用 (内訳は別紙のとおり)	愛知県 尾張・三河地区 既認可営業区域	運賃改定

要請運賃及び料金

事案番号		A-140		A-141	
要請者の氏名又は名称		あおい交通 株式会社		近鉄東美タクシー 株式会社	
事 案 の 概 要	距離制運賃	特定大型車	初乗	1.0km まで 1,020円	
			加算	151m までごとに 120円	
		大型車	初乗		
			加算		
		普通車	初乗	1.0km まで 830円	1.0km まで 660円
			加算	170m までごとに 100円	216m までごとに 100円
	時間距離併用運賃 及び待料金	特定大型車	55秒 までごとに 120円		
		大型車			
		普通車	1分05秒 までごとに 100円	1分20秒 までごとに 100円	
	時間制運賃	特定大型車	初乗	30分までごとに 7,950円	
			加算	15分までごとに 3,950円	
		大型車	初乗		
			加算		
		普通車	初乗	30分までごとに 5,700円	30分までごとに 4,500円
			加算	15分までごとに 2,850円	15分までごとに 2,250円
	料金	迎車回送	1両ごとに 200円	1両ごとに 200円	
		車両指定配車			
		時間指定配車	4時～8時まで 1両ごとに 430円	1回ごとに 300円	
	割増	深夜・早朝	22時から 翌朝5時まで 2割	22時から 翌朝5時まで 2割	
	割引	障害者	1割	1割	
運転免許証返納割引		1割(70歳以上)	1割(70歳以上)		
遠距離		9,000円超 1割	9,000円超 1割		
プリペイドカード					
その他					